

会

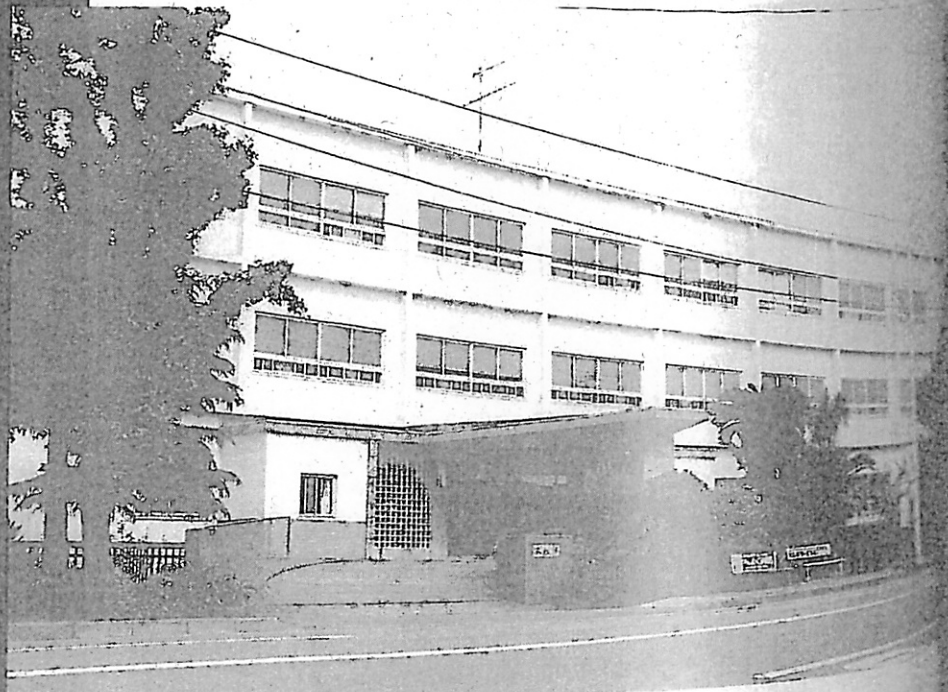
報



'98

第 143 号

- [座談会] 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会……………
- [特集] 成年後見制度の検討状況について……………古谷恭一郎
- [書協実務研究室コーナー／刑事]
 - 東京地裁刑事部における押収物の取扱いについて
 - …全国書協東京地裁刑事支部…松本 國男・長谷川 隆志・小林 智人
- [書協実務研究室コーナー／少年]
 - 少年事件の書記官事務に関する若干の考察
 - ……………全国書協富山支部……………長谷川 隆志
- [書協実務研究室コーナー／民事]
 - 民事事件に関する事件簿終局結果欄の記載（第1審）について
 - ……………全国書協松江支部……………
 - 信販関係訴訟事件についての研究……………全国書協宮崎支部……………
- [特集／裁判部からのレポート—研究係は今—]
 - 横浜家庭裁判所研究係における研究状況について……………
 - 名古屋家庭裁判所研究係における研究状況について……………
 - 広島家庭裁判所研究係における研究状況について……………
- [本部と支部との交流会だより]
 - 高松・名古屋・仙台・大阪・広島・札幌・福岡・東京各高裁管内……………



静岡地・家裁沼津支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第143号

目 次

[巻頭言]	町井事務局長	1
[座談会]		
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会		2
[特集]		
成年後見制度の検討状況について	古谷恭一郎	33
[書協実務研究室コーナー／刑事]		
東京地裁刑事部における押収物の取扱いについて	松本國男 長谷川隆智 北小本林智人	45
[書協実務研究室コーナー／少年]		
少年事件の書記官事務に関する若干の考察	長谷川壽勝	79
[書協実務研究室コーナー／民事]		
民事事件に関する事件簿終局結果欄の記載（第1審）について	全国書協松江支部民事実務研究班	108 (1)
信販関係訴訟事件についての研究	全国書協宮崎支部民事実務研究班	124 (1)
[特集／裁判部からのレポート—研究係は今—]		
横浜家庭裁判所研究係における研究状況について		167 (1)
名古屋家庭裁判所研究係における研究状況について		154 (1)
広島家庭裁判所研究係における研究状況について		141 (1)
[本部と支部との交流会だより]	高松・名古屋・仙台・大阪・広島・札幌・福岡・東京各高裁管内	169
本部だより	183	<編集手帖カット文字>の解説…小林保佳… 200
会報等在庫案内	185	
支部役員名簿	32	<俳句>かすみ俳句会
判例要旨紹介		168
民事—最高裁判所判例要旨（平成9年4月2日～6月17日）	201	
刑事—最高裁判所判例要旨（平成9年4月7日～6月16日）	204	
下級裁判所判例要旨（平成9年1月10日～3月28日）	205	
家事—最高裁判所判例要旨（平成9年11月13日～12月16日）	214	
下級裁判所判例要旨（平成9年10月15日～12月25日）	215	
		《巻頭言カット》…後藤三男（元千葉地裁）
		《編集手帖カット》…小林保佳（元長野地裁）

とき 平成10年5月29日
ところ 麹町会館

各課長、参事官を囲む

マ ー テ

- 一 書記官の給与上の諸問題について
 - 1 平成一〇年度の級別定数、特に書記官の格付け関係
 - 2 新民事訴訟法の施行による書記官権限拡大と書記官の給与上の処遇の関係
 - 二 職員制度問題の検討状況について
 - 1 モデル実験部、研究部及び研究係における実験及び研究
 - 2 法廷事務の見直し等
 - 三 録音反訳方式と書記官事務について
 - 1 録音反訳方式の現状と問題点
 - 2 録音反訳方式に関する通達
 - 3 平成一〇年度の録音反訳方式の導入庁及び今後の展望
 - 四 書記官の任用上の諸問題について
 - 1 新民事訴訟法施行後における書記官の任用上の問題
 - 2 書記官の退職後の処遇について
 - 五 女性書記官の任用について
 - 1 女性書記官の登用と執務態勢の問題点
 - 2 育児休業制度における代替要員の確保について
 - 六 書記官の研修等に関する諸問題について
 - 1 書記官研修の内容
 - 2 在外研究の現状と今後の方針等
 - 3 パソコン研修
 - 七 OA機器の活用について
 - 1 パソコンの導入、利用計画の内容と展望
 - 2 パソコンソフトの利用、開発状況
 - 八 書記官事務に関する最近の動向等について
 - 1 倒産法制の見直し
 - 2 執行・破産事件の増加に伴う書記官事務の対応状況
 - 3 新民事訴訟法施行後における書記官事務の状況等
 - 4 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務の動向
 - 5 過誤事例とその防止策
 - 九 書記官事務の改善等について
 - 1 裁判用能率器具等の配布状況及び配布予定
 - 2 執務資料等の刊行

青野総務部長 本日は、お忙しい中を書記官協議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。ただ今から、総務局・人事局の各課長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。

初めに、当協議会の東海会長がごあいさつを申し上げます。
東海会長 本日は、総務局、人事局の課長、参事官におかれましては、大変御多忙中のところ、全国書協との座談会に御出席いただきまして、誠

ありがとうございます。

について、当局方針や施策が示されており、貴

特集／座談会

最高裁総務局・人事局

きます。

にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素、書記官の執務の在り方、あるいは処遇等につきまして、種々御配慮、御尽力をいただいておりますことに對して、厚くお礼を申し上げます。

御承知のように、全国書協では毎年、この座談会を設けさせていただき、書記官の処遇等の人事上の問題、あるいは書記官事務処理上の問題等につきまして、非常に有益なお話を伺わせていただいております。

この座談会は、当局の全国書協に対する御理解の上に、三〇年以上にわたって例年行われてまいりました。これまでの座談会の結果は、その都度、全国書協「会報」に掲載してありますが、振り返ってみますと、その時々、書記官をめぐる重要なテ

マについて、当局方針や施策が示されており、貴重な資料としての意義も大きいものと思われま

す。
本年一月からは、新民事訴訟法の下での訴訟運営がスタートし、書記官の果たすべき役割が極めて重要との認識が高まっております。現在、書記官事務や法廷事務の在り方についても、研究、検討が重ねられており、書記官の役割が大きく変化する時期を迎えていると思えます。そうした中で、各書記官が、当局の方針や施策、その動きについて正しい情報を得ることが何より大切だと考えます。

全国書協としましては、現在の当局の方針や施策をお伺いして、この結果を書協「会報」を通じて広く会員に伝え、これからの書記官事務の充実、

全国書協との座談会に御出席いただきまして 謝

出席者

最高裁判所側

総務局第一課長	小池	裕郎
同第二・第三課長	永野	厚
同 参事官	志村	宏
人事局給与課長	山名	学
同 任用課長	田中	昌
同 参事官	畑中	利

書記官協議会側

会 長	東海	宗泰
副 会 長	河野	健吾
同 事 務 局 長	荻原	三雄
総 務 部 長	町井	夫夫
経 理 部 長	青野	夫夫
企画調査部長	田中	博樹
編 集 部 長	原 倉	直 武

発展に役立てたいと考えております。

今回も座談会のテーマは、書記官事務及び人事上の問題等多岐にわたっておりますが、いずれも書記官にとって関心の高いものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青野総務部長 それでは、これからの進行は、書協側の企画調査部長の原が担当しますので、よろしく願います。

原企画調査部長 企画調査部長の原でございます。これからの進行は、私が担当して、進めたいと思っております。よろしく願います。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

一 書記官の給与上の諸問題について

1 平成一〇年度の級別定数、特に書記官の格付け関係

原企画調査部長 本年度も、級別定数、特に、書記官の格付け関係についてお聞かせください。



(山名給与課長)

山名給与課長 書記官を中心とした級別定数の改定状況とその運用方針について、概要を説明することにします。

(1) 級別定数の改定状況

級別定数の改定については、財政当局が平成一〇年度を財政構造改革期間の初年度と位置付け、総人件費を極力抑制するという基本方針に基づいて、級別定数の改定は原則としてゼロ査定であるという厳しい姿勢で臨んできた上に、先年までの大量退職に伴う裁判所職員の年齢構成の大幅な若返りを理由として、あらゆる官職及び級にわたって、定数回収をこれまでに強く迫ってくるなど、全般的に極めて厳しいものでした。

このような状況下ではありましたが、適正・迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進するためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張することに加え、昨年以上に重点を絞った折衝に当たるなどの努力をした結果、裁判部門の充実強化という観点から極めて大きな成果を上げることができました。特に、五年連続での主任書記官の増設や地裁主任書記官の九級格付けが認められたことは大きな成果であると考えています。

ア 一一級以上関係

平成一〇年度は、地裁首席書記官一(前年度一)

の一一級切上げが認められました(一一級首席書記官―地裁一〇〇ポスト中一七、家裁六三ポスト中九)。

なお、このほかに地裁事務局長、家裁事務局長についてもそれぞれの一級格付けが認められました(一一級事務局長―地裁五〇ポスト中二八、家裁五〇ポスト中一八)。

イ 一〇級関係

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大についても引き続き努力した結果、平成一〇年度は三(前年度五)の切上げが実現しました。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三(一一級二二六、一〇級二八二、九級二五五)のうち一〇級以上は、一〇八(六六・三%)となりました。

一〇級は、行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関では「特に困難な事務を所掌する機関の長」についてのみ認められる高い格付けですから、地・家裁首席書記官について切上げが認められたことは、裁判所の基幹職種である書記官の長であり、裁判部門のトップの立場にあることや従来からの格付けの高さ等が評価された結果であると考えています。

さらに、大規模庁の地裁次席書記官について一〇級切上げが一認められました。地裁次席書記官については、裁判部門のナンバー2のポストであることから、九級切上げであっても多くの困難が

あるところ、一〇級の切上げが認められたという

のほかに家裁事務局次長について一の切り上

官職増設については、総人件費極力抑制という

あるところ、一〇級の切上げが認められたということは、大きな成果であると考えています。これで、一〇級の地・家裁次席書記官は合計五となりました。

なお、このほかに家裁事務局長についても一の切上げが認められました。

ウ 九級関係

九級切上げは、財政当局が査定方針の見直しを最も強く迫ってきたところでありますが、重点項目の一つとして折衝した結果、地・家裁次席書記官について四（昨年度五）、地裁主任書記官（総括的立場の者）二の切上げを実現することができました。

そもそも九級は、行政省庁では「困難な業務を所掌する府県単位の機関の長」について、ようやく認められる格付けであり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官をこれに格付けするには、種々の困難がありました。折衝を重ねた結果、昨年度並みの切上げを実現することができたことは、極めて大きな成果の一つであったといえます。

また、地裁主任書記官は、これまで七級と八級にリンクする官職でありましたが、厳しい折衝の結果、九級切上げに成功しました。これは、書記職全体の官職評価の引上げの足掛かりとなるもので、画期的な成果であると考えています。

平成一〇年度は、地裁首席書記官一（前年度二）

ることから、九級切上げてあっても多くの困難か

このほかに家裁事務局長長について一の切り上げが認められました。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、九七ポスト中六九（七一・一％）が九級以上に格付けられ、また、地・家裁事務局長長については、一一六ポスト中一〇〇（八六・二％）が九級以上に格付けられることになりました。

エ 八級以下関係

財政当局は、ここ数年継続して悪化している財政状況及び大量退職の影響によって、裁判所の定数状況が大幅に好転していることを理由として、これまで以上に八級以下の各級についても強い姿勢で定数回収を求めてきましたが、当局としては、

これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張して、何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の改定を実現するよう努力したところであります。その結果、書記職については、前年度と同様、一切切上げが認められないという厳しい結果とはなりませんが、引き続き定数回収を回避する形で決着することができました。その他の官職、級については、八級こそ六（前年度八）と前年度を下回ったものの、七級については二七（前年度一九）、六級については二八（前年度二七）と前年度を上回る切上げを実現しました。

オ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という方針に抵触することを理由として、財政当局の姿勢はこれまでになく厳しいものがありました。とりわけ、次席書記官のような上位ポストの増設に対する財政当局の姿勢は、極めて厳しいものがありました。また、複雑困難化する中で、より一層適正・迅速な裁判を実現していくためには、裁判部の執務組織の整備が不可欠であることを強く主張した結果、千葉地裁及び札幌地裁に執行等の特殊事件担当の次席書記官を各一（九級格付け）、名古屋家裁に家事・少年担当の次席書記官を各一（八級格付け）増設することが認められるという、異例とも言える大きな成果を上げることができました。

また、主任書記官増設要求の折衝では、管理職ポストの著しい増大となること、主任書記官が格付けにおいて本庁課長並みのポストであることから非常に難航しましたが、「新民事訴訟法施行を契機とした裁判部の充実強化」という視点を全面に押し出し、事件が増加し、その内容もより複雑困難化する中で、より一層適正・迅速な裁判を実現していくためには、書記官の役割が一層重要となること、その管理・調整の必要性も増大していること等を力説した結果、従前実績を上回る増設を実現するという特筆すべき成果を上げることができました。この結果、前年度実績を上回る二八

(前年度二四)の増設が認められ、ここ五年間における主任書記官の増設数は合計一〇九となりました。主任書記官ポストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果があることはもちろん、より一層国民に分かりやすい裁判を実現し、適正・迅速な裁判を達成するためには、裁判部の充実強化の必要性がますます増大するところであり、今後も引き続き主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

カ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に当たっては、財政当局は、書記官の調整数や主任書記官の俸給の特別調整額との関係で、対当級で振り替えることは総人件費極力抑制の方針に抵触するという理由から、一定割合で切下げを行った上で級別定数のセットを行うべきであると強く求めてきました。これに対しては、適正・迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を円滑に推進するためには、定員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、すべて対当級でのセットが認められました。これは、今後、定員振替を進めていく上で、極めて大きな成果であると考えています。

ア 九級以上について

九級以上の昇格運用については、定数状況をにらみながら、庁の規模等に従って標準ポストを設定し、これに就いた者については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施し、それ以外の比較的規模の小さい庁の場合にも、当人のいわゆる属人的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しています。

イ 八級以下について

総人件費を極力抑制するという財政当局の方針を考慮すると、来年度以降の級別定数改定を巡る情勢は、より一層極めて厳しいものとなることは必至で、昇格運用に当たって例年行っている今後の定数状況、職員構成等の予測、分析も厳しいものとならざるを得ないところではありますが、書記官八級以下の昇格基準については、平成一〇年一月に新民事訴訟法が施行され、更に平成一〇年度は、モデル部等や録音反訳方式が大幅に拡大し、書記官任用研修が始まり、廷吏の補職解除も実行されるなど、一連の職員制度改革が確かな第一歩を踏み出した年であるということを踏まえ、これらが目指す適正・迅速な裁判を実効的に実現していくためには、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化に期待するところが大きいことを考慮して、処遇改善を行ったところであります。

2 新民事訴訟法の施行による書記官権限拡大と書記官の給与上の処遇の関係

原企画調査部長 昨年伺いましたが、書記官事務内容の高度化に伴い、書記官の処遇の改善について、その後どのように考えておられるのかお聞かせください。

山名給与課長

(1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇に関しては、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張して、その改善に努めてきたところでありましたが、新民事訴訟法の施行を契機として、適正・迅速な裁判をより一層実現していくことが求められる中で、その中心的な担い手である書記官について一層の処遇改善をより進める必要があると考えています。

書記官の処遇改善をどの程度行うことが可能かという点については、モデル実験部による検証を通じて、書記官がコートマネージャーとして具体的にどのような事務を行うことになり、それがどのような形で適正・迅速な裁判の実現に結び付いていくのか、という観点から、書記官の職務評価をどの程度まで更に引き上げていくことが可能かを検討してきているところであります。

ところで、先ほど述べたとおり、平成一〇年度予算では、極めて厳しい折衝の結果、地裁主任書

記官の九級格付けが認められました。これは、書記職全体の官職評価の引上げの足掛かりとなるものであり、画期的な成果であると考えています。

また、このように平成一〇年度要求において、主任書記官の九級格付けが認められたこと、平成一〇年一月に新民訴訟法が施行されたことなどを受けて、書記官八級を実現できないかどうか、予算要求について多方面から検討を進めているところでもあります。

ところで、書記官八級の実現に当たっては、書記職自体の官職評価の引上げが必要である上、主任書記官とのバランスが問題となるところであります。主任書記官の九級格付けの実現は、これらの問題を相当程度解決するものであり、書記官八級実現に向けて、一定程度の環境整備ができたと考えています。

ただ、八級は、標準職務表上「府県単位機関の長又は困難な業務を所掌する課長の職務」が格付けられる高い級であることから、単に処遇のためなどというのでは書記官八級の實現は不可能であり、八級格付け相当な書記官をどこに配置し、どのような職務を担当させ、それが適正・迅速な裁判の実現にどのような形で結び付いていくのか、更にもどのような理由でその職務が八級格付け相当であるのかについて様々な角度から検討する必要があります。また、より一層適正・迅速な裁判を

実現していくための執務組織の整備等のため、主任書記官の増設に全力を尽くしてきたところではあります。書記官八級の要求を行うに当たっては、この主任書記官の増設に与える影響等も慎重に見極める必要があると考えています。

このように、その実現可能性、相当性については、予算要求において、多方面から検討を行う必要がありますが、何とか知恵が出せないか、前向きに検討していきたいと考えています。

2 書記官の増加に伴う執務組織の整備について

参事官室提言では、適正・迅速な裁判をより一層実現していくため、裁判部における書記官の構成比率を大幅に高め、書記官定員の増加を図る必要があるとしています。平成一〇年度予算でも事務官からの振替により書記官定員が大幅に増加しましたが、このように増加した書記官がその力を十分に発揮していくためには、経験豊かで身近なリーダーである主任書記官が書記官に対し、きめ細かな的確な指導・助言を行う必要性があらましよう。そこで、これまで以上に主任書記官の増設に努めるなど、執務組織を整えていく必要性があると考えています。

ポストの増設のためには、財政当局との予算上の折衝が必要であり、昨今の厳しい財政状況の下では種々の困難が予想されるところではあります

が、職員の給与上の処遇にも直結するものである。今後とも努力していきたいと考えています。

また、上位の級の昇格については、主任書記官等の昇任ポストの増設が極めて重要であることは十分に認識しているところであり、できる限りの理由付けをして、今後も継続的にポスト増設を予算要求していきたいと考えています。

この意味において、平成一〇年度予算における次席書記官及び主任書記官の増設数の増加は、大きな成果と言えると考えています。

二 職員制度問題の検討状況について

1 モデル実験部、研究部及び研究係における実験及び研究

原企画調査部長 平成九年度の民事モデル実験部、刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係における実験及び研究の状況や成果の概要についてお聞かせください。

永野第二・第三課長 平成八年三月に出された職員制度に関する人事局参事官室提言を受け、平成九年四月から地方裁判所民事部にモデル実験部、地方裁判所刑事部に研究部、家庭裁判所及び簡易裁判所に研究係を設置して、提言の内容について、具体的かつ実証的な実験及び研究を実施してきました。すなわち、モデル実験等は、将来における職員構成の変化等をも視野に置きつつ、これから

の書記官事務の在り方や裁判部の在り方等について具体的な検討を行うとともに、そこでの各種取組を部内に広く紹介することにより、事務改善に役立てる、言わばパイロットプランとしての位置付けを進めてきたものであります。したがって、モデル実験部等以外の裁判部においても、モデル実験部等の取組のうち参考となるものについては、できるものから試みていただきたいと考えており、このような趣旨から、これまでもモデル実験の取組状況を広く情報提供をしてきたところでありますが、今後もそのようにしていきたいと考えています。



(永野第二・第三課長)

原企画調査部長 特に、参事官室提言のいう「書記官の COURT マネージャー的役割の拡大強化」という点については、どのような成果があったかお聞かせください。

永野第二・第三課長 モデル実験等の状況については、これまで種々の機会に紹介してきているところですので、COURT マネージャー的役割を含

む書記官事務の在り方を中心として、概略を述べさせてもらいます(実験及び研究の詳細については、さきに配布した「民事モデル実験部の実験の状況と成果」や「刑事研究部等における研究の状況等について」等を参照してください)。

① 民事モデル実験部

裁判官と書記官との間の協働態勢の形成を背景として、争点整理過程への関与を始めとして、訴訟運営等に対して、書記官が従前にも増して広がりや深みのある関与を行うようになっており、そのための様々な工夫が生み出されています。争点中心の訴訟運営の変化や書記官の COURT マネージメント事務の実践により、供述録取事務の面においても、証拠調べの時間の短縮や要領調査の作成の容易化等の好影響が生じているとの報告が実感を持つてされているところです。このような書記官事務全般における活性化の背景には、部内ミーティング等により、裁判官室と書記官室とのコミュニケーションを意識的に高めるとともに、部全体としての目標設定を行い、各職員が目標意識を持つて事務処理に当たるようにしていることが大きな要因になっていますが、このこととの関連において、書記官室全体のマネージメントや個々の書記官事務の指導等における主任書記官の役割やそのための事務処理態勢上の工夫も注目されるところです。

② 刑事研究部

従来、形骸化の指摘のある書記官の事前準備事務等について、書記官ができる限り早期に事件を振り分け、事件の個性に応じた効果的な事前準備を進めていくため、訴訟関係人からの情報収集の在り方が積極的に研究され、それに基づいて、自白事件については、例えば、審理の見込み時間を細かく把握することで、弾力的で効率的な期日指定を行うなどの取組が行われました。また、更に進んで、否認事件のうち、特に多数回の開廷を要しない、いわゆる中規模否認事件について、第一回公判期日から被害者の証人尋問を行うなど実質的な審理を実施したり、書記官が審理計画を立案するなどの取組が試みられるなど、書記官がより積極的かつ能動的に事前準備事務等に取り組み、その結果を訴訟運営に反映させる研究も行われています。また、判決書の事前点検を始めとする判決書作成事務への関与や要旨調査の活用等の供述調書作成事務の在り方、調査事務の在り方について種々の試みがなされています。

③ 家庭裁判所研究係

研究係では、裁判官のみならず、家裁調査官、調停委員等との協働態勢の下に、進行管理事務等への積極的な取組がみられます。例えば、家事研究係では、家事相談や受付段階で収集した情報を各事件担当者が活用できるように「事務連絡メモ」

ところですので、コートマネージャー的役書を合

てす

を工夫したり、調停期日等へ効率的に立ち会うための工夫や立ち会わない期日における情報の把握の方法など書記官が実質的に事件の進行管理をするための工夫が試みられています。また、少年研究係では、書記官の法的調査や進行管理事務を充実させるために、家裁調査官から記録を一定時期に書記官が返還を受けるシステムを作ったり、裁判官と家裁調査官とのケースカンファレンス（個別事件の協議）に書記官が参加するなどの工夫が試みられています。

④ 簡易裁判所研究係
民事係では、民事訴訟事件については、大量に係属する定型的な事件の効率的な処理や少額訴訟を想定した市民紛争事件の処理について、受付係と事件係との連携、効率的な送達の実施、簡裁事件の特殊性を考慮に入れた裁判官との協働の在り方について、参考となる工夫が生まれてきています。また、督促事件においても書記官権限化を前提とした受付係と督促係の分担など執務態勢の研究がなされました。

刑事係でも、例えば、略式事件について、書記官がチェック表を利用して公訴事実と証拠書類を対照、点検するなどの法的審査を充実して検察官に補正を促したり、科刑意見の確認を求めるなどの取組が行われています。

原企画調査部長 平成一〇年度の民事モデル部、

刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開や課題についてお聞かせください。

永野第二・第三課長

① 地方裁判所民事部については、新民事訴訟法の施行を踏まえ、これまでのモデル実験部等で得られた書記官事務の在り方等についての一応の成果を参考に、これらを各部の実情に応じて取り入れながら、実践に移していく段階にあることから、モデル実験部という名称をモデル部に改め、設置庁も二〇庁四七箇部に広げられました。しかしながら、書記官事務の在り方を含めたこれからの裁判部の在り方については、新民事訴訟法の下における実務の運用の定着を含めて、多角的な観点から、更に検討を重ねていく必要があります。さらに、このような過程における各種の取組については、各庁に紹介し、事務改善に役立てていく必要があることから、モデル部はモデル実験部と同様に、依然としてパイロットプランとしての位置付けを有するものと考えています。

このような観点から、これらのモデル部において、書記官事務の変化、職員構成の変化、録音反訳方式の導入の効果等を見極めながら、書記官事務の在り方や裁判部の人的態勢について更に検討を深めつつ、民事部における事務処理の在り方等の新しい姿の浸透を図っていきたいと考えています。

② 刑事研究部

地方裁判所刑事部については、書記官事務の在り方を中心として、少し長い目で研究していくという当初の設置の趣旨に沿って、更に研究を継続していくこととし、平成一〇年度においては、平成九年度の六庁七箇部のほかに、これまで刑事研究部が設置されていなかった高裁管内のうち広島及び仙台に、それぞれ一箇部の研究部が新たに設置されました。

研究テーマは平成九年度と同様ですが、中規模否認事件の事前準備事務に書記官がどのように関わっていくかにウエイトを置いている研究部が多いようです。

③ 家庭裁判所研究係

家庭裁判所についても、地方裁判所刑事部と同様に、書記官事務の在り方を中心として少し長い目で研究していくという趣旨に沿って、更に研究を継続していくこととし、平成一〇年度においては、平成九年度の三庁六係のほか、これまで家庭裁判所研究係が設置されていなかった高裁管内にも研究係がそれぞれ設置されました。

平成九年度には、各研究係ごとに異なったテーマで研究してもらいましたが、平成一〇年度は、より総合的かつ多角的な視点からの研究という趣旨で、各テーマを統合し、各研究係に共通のテーマを設定することとしました。家事研究係におい

ては、家事相談及び受付事務の在り方と事件担当係との連携、家事調停事件における書記官事務の在り方、遺産分割事件における書記官事務の在り方について研究をしてもらうことにしており、また、少年研究係においては、法的調査事務及び進行管理事務の各在り方を中心的な研究事項とした上で、各庁の実情に応じ、審判手続、集団講習等への関与方法、家裁調査官との連携の在り方などの研究事項をも併せて研究をもらうことにしています。

④ 簡易裁判所研究係

簡易裁判所についても、更に研究を継続していくこととし、平成一〇年度は、研究係は、平成九年度の三庁六係のほか、これまで簡易裁判所研究係が設置されていなかった高裁管内にもそれぞれ設置され、計一〇庁二〇係になりました。

これらの研究係においては、平成九年度における研究の成果等を踏まえて、平成一〇年度においては、訴訟事件、調停事件、略式事件、令状事件への関与方法、督促事件の処理方法などの個々の事件、個々の係における書記官事務の在り方に加えて、受付事務の充実や各係間の連携に重点を置いた事務処理態勢の在り方、更には書記官及び事務官に対する指導や書記官室全体の機動的な事務処理態勢の形成に向けた主任書記官の役割について研究が行われることが期待されています。

原企画調査部長 平成九年度のモデル実験部等や平成一〇年度のモデル部等における成果等は、どのような形で各庁に還元されるのかお聞かせください。

永野第二・第三課長 平成一〇年度の民事モデル部等の状況等についても、平成九年度と同様に、各種の協議会等や研究会を通じて還元するほか、具体的な取組例や工夫例等を書面に取りまとめ、事務処理の改善に役立てていただけるような形で提供することを検討しています。

2 法廷事務の見直し等

原企画調査部長 モデル実験部等における法廷事務の見直しに関する実験及び研究の成果は、どのようなものであったかお聞かせください。

永野第二・第三課長 民事モデル実験部及び刑事研究部のすべての部において、法廷事務の見直しや訴訟運営上の工夫により、裁判官、書記官及び訴訟関係人に特段の負担を伴わない形で、廷吏事務官が常時法廷に立ち会っている必要のない効率的な立会方法を執ることが可能でした。

また、法廷事務を見直して効率的な立会方法を執っても、法廷の秩序維持や、円滑な訴訟運営に支障はなく、訴訟関係人からも特段の苦情はありませんでした。もつとも、刑事研究部においては、法廷の秩序維持の観点から、民事モデル実験部よりも常時立会いの見直しの程度について、より慎重な対応がなされています。

効率的な立会いの実施に当たっては、多くの部で、裁判官と書記官等との期日前の打合せで、期日の進行予定、警備の要否のほか、廷吏事務官が書記官室に戻ることに可否やそのタイミング等が協議されていたようです。効率的な立会方法の状況は、民事及び刑事とも、廷吏事務官は、証拠調期日において、証人の宣誓終了後に書記官室に戻り、尋問終了直前又は終了時に法廷内電話で連絡を受けて法廷に戻るといった形態が多く行われました。

この効率的な立会方法を執ることによって、廷吏事務官は、まとまった時間書記官室に戻り、主任書記官等の指導の下で書記官室の事務を処理することにより、廷吏事務官の仕事のやりがいにつながったり、書記官室全体の効率的な事務処理にも役立つことが検証されました。

モデル実験部等の裁判官や書記官からは、「書記官と廷吏の事前打合せや法廷内電話の活用により、審理に支障はなく、むしろ書記官室に戻ることに伴って廷吏事務官が書記官室で行う事務の範囲も広がり、廷吏事務官自身は、書記官室での事務を自分の仕事として責任感を持って意欲的にすることができるようになった」という感想を持っている。とか、「開廷途中に書記官室に戻ることが実施した結果、多少書記官の負担が増すことはあ

て研究が行われることが期待されています。

るが、それを超えて、廷吏事務官が書記官室において事務を行うことができるので、見直しの効果は大きい。」といった感想が報告されており、廷吏事務官からも書記官室で事務を担当することに、「訴訟の流れが分かり、仕事の流れも見えてきた。送達、書類のやり取りも、意味を教えてもらうと、事件の流れの中で重要性を理解できるようになった。」とか「当初は戸惑いもあったが、現在では、書記官事務への興味もわき、やりがいにつながっている。」といった感想が報告されています。

民事モデル実験部や刑事研究部における法廷事務の見直しの検証及び研究結果についての詳細は、平成一〇年二月に事務総局で取りまとめた「モデル実験部等における法廷事務に関する検証・研究結果について」を参考にしてください。

今後は、各庁において、裁判部の充実強化を図るといった観点に立って、モデル部等における取組状況を参考にしながら、個々の事件の性質や各庁の実情に応じて、無理のない形で法廷事務の見直しを進めていくことが必要であると考えています。

なお、本年度中に高・地裁のすべての本庁及び多くの支部において法廷内電話が整備される予定で、その活用が期待されます。

原企画調査部長 廷吏の補職解除は、現在のどの

りも常時立会いの見直しの程度について

ように進められているのかお聞かせください。

田中任用課長 廷吏の補職解除については、平成一〇年度に廷吏から事務官への二〇〇人の定員振替が認められたのを受けて、廷吏の意向調査を実施し、その結果を踏まえて、選考廷吏約一二〇人、名簿廷吏約一三〇人の補職解除を行いました。



(田中任用課長)

なお、補職解除数が定員振替数を超えているのは、名簿廷吏については従前の補職解除の運用を維持し、選考廷吏についてもできる限り補職解除希望に応ずることとするため、相当数をⅢ種名簿から廷吏の補職を付けて採用したためです。廷吏の補職解除については、今後とも関係各方面の理解を得ながら行っていく必要がある問題であり、確たる見通しを述べることはできませんが、補職解除を希望する廷吏が多いということも踏まえて検討していくこととなります。

原企画調査部長 今後、裁判部に配置される若手事務官の事務内容は、どのようなものになるのか、また、主任書記官等は、どのような指導を行

えばいいのかお聞かせください。

永野第二・第三課長

(1) 若手事務官の事務内容

ジョブローテーションの出発点として裁判部に配置された若手事務官は、原則として、法廷事務を担当した上で、書記官室において、主任書記官等の下で現実の裁判手続のあらましや書記官等の職務についての説明を受けながら、事務を行うこととなります。

書記官室での事務については、特に限定があるわけではなく、従前の事務官が書記官室で行っていた事務の広い範囲に及ぶことが考えられますが、個々の事務について、その根拠や全体の流れの中における仕事の位置付けを理解させるなど、事務処理を通じて訴訟手続の流れや、書記官事務についての理解が深められるような形で、担当職務に対する職務意識を涵養しつつ、ジョブローテーションの出発点として裁判部に配置された趣旨に沿って指導していくことが必要となります。

民事モデル実験部等における、新採用の廷吏事務官が配置された場合の担当事務の具体例としては、最初の一、二箇月は、法廷での手続を十分理解させるために、法廷立会いの割合を多くし、その後、次第に効率的立会いの場面を増やして書記官室での事務の割合を多くしていったという例、また、書記官室での事務については、最初は新採

用者向けの教材を使用して、裁判所職員としてのガイダンスを行ったり、物品の請求等の庶務事務を中心に行わせ、その後、本人の理解度等も考慮しながら、日記簿に登載させるような簡単な書類の受付事務や送達事務等、さらに、確定記録の整理等と次第により高度の事務を行わせるといった例などが報告されています。

いずれにせよ、本人の理解や習熟の度合いに応じて検討が行われているようです。

(2) 主任書記官等の指導の在り方

指導者は、主に主任書記官ということになりますが、具体的な指導をする場面では、主任書記官を補助する観点から、事務に精通した書記官にも担当してもらうことになるでしょう。そういう意味では、部全体で事務官を指導するという姿勢が重要になると考えています。

また、指導効果をより高めるために、指導計画を作成して、計画的に指導していくことが必要ですし、その中で、職場研修(OJT)と職場外研修(OFFJT)とを有機的に関連させること、裁判部のみならず事務局との連携を図りながら行っていくことも重要です。

三 録音反訳方式と書記官事務について

1 録音反訳方式の現状と問題点

原企画調査部長 録音反訳方式の現状や問題点

についてお聞かせください(反訳業者の問題、民事訴訟規則六八条二項の書面の反訳等)。

永野第二・第三課長 録音反訳方式は、速記官制度を取り巻く客観的状況を踏まえ、今後増大すると予想される逐語録需要に的確かつ機動的に対応するため、平成九年四月から導入されましたが、本年四月からは、録音反訳方式の本格的な展開が始まりました。

録音反訳方式の本格的展開の初年度に当たり、現在、私どもが、一番関心を寄せているところは、その適正な利用をいかに確保していくかという点にあります。録音反訳方式は、真に必要な逐語録需要に安定的かつ機動的に対応することにより、裁判部の充実強化策の一環として導入されたものであり、その趣旨に沿った適正な利用の在り方を定着させていかなければならないと考えております。もちろん、個々の事件について、録音反訳方式を利用するかどうかは、裁判体の判断によるものですが、書記官事務の観点からも、その利用の在り方については、十分検討していくことが必要であろうと思います。

すなわち、録音反訳方式は、先ほども申しましたように、真に逐語録が必要な事件に対応するために導入された方式であり、本来、書記官の要領調書がふさわしい事件について録音反訳方式を利用することは想定されていません。この点について、

て、昨今の書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化の動きを、「書記官の書き役からの解放」と誤解し、書記官がコートマネージャーの事務を含む審理充実事務に取り組み余裕を生み出すために、供述録取の負担を軽減する手段として録音反訳方式を広く利用しようという考え方も一部にないわけではありませんが、書記官事務の在り方という観点から見ても相当ではありません。

審理充実事務への取組が、当面する重要な課題であることは間違いありませんが、これはあくまで要領調書の作成を中心とする本来の公証官としての基本的役割を前提にした上での話であります。こうした観点から、審理充実事務への取組により、事件内容、争点を十分に理解し、証人尋問等におけるポイントを把握して法廷に立ち会うことで、適切な要領調書が迅速に作成できるということを確認しておく必要があると思います。

そして、以上のような公証官としての基本的役割を踏まえた上、個々の事件、個々の証人等に応じて、要領調書、要旨調書、民事訴訟規則六八条(録音テープ等による記録化)と逐語調書との適切な使い分けを行う中で、録音反訳方式の適正な利用を図っていくことが求められているものと考えております。

【反訳業者について】

反訳については、一部、民間の反訳業者への委

原企画調査部長 録音反訳方式の現状や問題点

用することは想定されていません。このようにし

託を拡大したほか、これまでと同様に、裁判所OBによって構成された財団法人司法協会を中心として業務を委託しています。ところで、本年度の録音反訳方式の展開に伴い、庁によって近辺に在住する裁判所OBの反訳担当者数にばらつきが生じることから、司法協会側も、高等裁判所所在地に拠点を置き、高等裁判所単位で反訳担当者を取りまとめ、管内の録音反訳方式導入庁の反訳需要に機動的にこたえられるよう態勢作りを行いました。

民間の反訳業者については、これまで反訳業務を委託していた二社に加え、新たに二社に業務委託をしました。

今後も、反訳態勢については、司法協会を中心として確保を続けていく方針ですが、将来の録音反訳の展開をにらみ、民間の反訳業者への委託の拡大も検討していくこととなります。今後の録音反訳方式の展開についても、この方針に基づき、反訳態勢の確保については、十分対応していけるものと考えております。

なお、民間の反訳業者への委託に当たっては、これまでと同様に、その業務内容等を十分に調査し、良質な反訳書が確保でき、秘密保持等についても信頼の置ける業者を選定していくということはありません。

【民事訴訟規則六八条二項の陳述書面について】

録音反訳方式の利用に関して、一部には、民事訴訟規則六八条二項による証人等の陳述を記載した書面の作成に、同方式が利用できるのではないかとの意見も見られます。しかし、同規則六八条の制度は、集中証拠調べが実施され、裁判所も当事者も証人等の陳述が記載された調書を使用する必要が乏しい場合に利用されるものです。このように、本来逐語録の必要のない場合に、当事者の申出により作成する同規則六八条二項の陳述書面に、逐語録作成のために導入された録音反訳方式を利用することは考えられないことであります。

同規則六八条の制度については、争点整理の段階から裁判所と当事者の間で十分協議し、共通認識を得た上で実施されれば、後に同条二項の申出がされる場面はそれほど多くないと考えられますし、仮に申出がされても、争点や立証趣旨を把握して立ち会っている書記官であれば、手控えを基に要領調書的な書面を作成することは、比較的容易であると考えられます。立ち会った書記官が異動した場合や、上訴審において作成する場合もありますが、先に申し上げましたように、同規則六八条の制度と録音反訳方式とは制度目的が異なるものですし、同規則六八条の制度が適正に運用されれば、同条二項の申出がされる場面はそれほど多くないものと考えております。

2 録音反訳方式に関する通達

原企画調査部長 さきに発出された録音反訳方式に関する通達についてお聞かせください。

永野第二・第三課長 録音反訳方式に関する事務の運用については、平成一〇年三月二〇日付け最高裁総三第五七号総務局長通達が発出されました。録音反訳方式については、平成八年度に実施された検証実験の結果を踏まえ、平成九年四月から導入されたわけですが、「刑事訴訟規則及び民事訴訟規則の一部を改正する規則」（平成九年最高裁判所規則第五号）が本年一月から施行され、録音反訳方式に関する規則上の整備が行われたこと及び本年四月から録音反訳方式の本格的導入が始まることなどから、この機会に、これまでの実務における運用を踏まえて、事務の運用について通達で定めることとしたものです。

本通達により定められた事務の運用は、これまでの実務における運用と基本的に異なることはありませんが、録音反訳方式の利用目的を明らかにし、取扱準則、各庁における実施要領等の作成、反訳受託者に対する指導の内容及び指導を行う者について定めを置いたことなどに特徴があります。また、各庁における実施要領等の作成の参考としていたため、通達とともに総務局で作成したモデル実施要領を送付いたしました。録音反訳方式が導入された庁においては、同方式に関する事

務の円滑な運用が図られるよう、首席書記官が中心となって、裁判官、書記官等を含めて、庁全体で、運用のフォローアップを行い、必要に応じて実施要領を見直していただきたいと考えております。

なお、録音反訳方式に関する事務の運用通達発出に伴い、大法院首席書記官等に関する規則の運用通達及び訟廷管理官の下に置く係についての通達の一部改正が行われ、首席書記官の行う査閲事項として録音反訳の利用に関する事項が、また、訟廷事務として録音反訳に係る庶務に関する事項が、それぞれ加えられました。

3 平成一〇年度の録音反訳方式の導入庁及び今後の展望

原企画調査部長 平成一〇年度の録音反訳方式の導入庁、更に将来的な導入の展望についてお聞かせください。

永野第二・第三課長 平成一〇年度における録音反訳方式の導入庁は、本庁二六庁（八〇箇所）、支部二六庁になります（別添「平成一〇年度録音反訳導入庁」参照）。平成一〇年度においては、先に申し上げた録音反訳方式導入の趣旨に基づき、既導入庁のほか、速記官の減員を伴う民事モデル部及び刑事研究部並びにモデル部に指定されない速記官減員庁に録音反訳方式を導入するとともに、第一類型の民事モデル部及び刑事研究部についても、証拠調べの集中時等における逐語録需要にこ

たえるため、速記要請のオーバーフロー分について録音反訳方式を併用できるとしました。また、逐語録需要の多い速記官不配置支部で事件数の増加等により逐語録作成態勢を早急に整える必要がある庁にも録音反訳方式を導入しました。このほか、大規模事件等の証拠調べによる逐語録需要の急増等により、内部努力等によっても逐語録需要に対応が困難な状況にある場合にも、緊急措置として個別に録音反訳方式を導入しています（東京地方裁判所刑事部、神戸地方裁判所民事五部、名古屋地方裁判所民事三部）。

録音反訳方式の今後の展開については、ここで具体的に申し上げることはできませんが、緩やかに録音反訳方式への移行を図るといふ基本方針及び冒頭に申し上げたような、適正な利用の確保の観点も踏まえた上、平成一〇年度と同様の導入方針に基づいて展開していくことになるものと考えております。

四 書記官の任用上の諸問題

1 新民事訴訟法の施行後における書記官の任用上の問題

原企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に書記官の任用上の諸問題に移らせていただきます。まず、新民事訴訟法で採用された諸制度を踏まえ、今後の書記官の任用配置等

の問題について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

田中任用課長 この一月に施行された新民事訴訟法では、書記官のこれまでの審理充実事務の実績を背景に、書記官が期日外を中心に訴訟手続により主体的かつ積極的に関与するいわゆるコートマネージャー的役割を果たし、充実した審理に向けて裁判官と協働していくことが求められています。また、支払督促の発付など、新たに書記官の権限とされた規定も多く盛り込まれています。このような訴訟手続における書記官の職務評価の向上を背景に、任用政策上も適正迅速な裁判の実現のために、現場での事件処理の状況を見ながら、適切に対処していく必要があるものと考えております。

さらに、新しい新民事訴訟法に基づく適切な事務処理態勢の確立のため、書記官に対し首席書記官等の指導、各種研修による事務処理能力の向上等を図ることはもとより、各部署で書記官事務が円滑に進めていけるような任用配置が強く求められるものと思います。

具体的な配置としては、昨年四月期に引き続き、この四月期にも、従来、任官直後の書記官など経験年数の短い書記官や登用直後の主任書記官が集まりがちであった簡裁に、経験豊富な主任書記官や中堅書記官を配置することに努めたほか、各庁

の書記官の経験年数や年齢構成を十分に把握した上で、地裁、家裁、簡裁のバランスをとった各職場の中核となる経験を積んだ書記官の配置を心掛けてきました。今後も引き続きそのようなきめ細かな書記官の任用上の配慮が必要だと考えています。

ところで、書記官については、参事官室提言による裁判部の官職構成の見直しの方向に沿い、平成一〇年度において速記官等からの定員振替を含めて書記官二五〇人の増員が認められたところで、これらの増員は、裁判部の充実強化に大いに寄与すると考えます。今後は多くの若手を含む書記官層全体の力量のレベルアップを図り、各部署における書記官事務を円滑に進めるための適材適所の配置を今まで以上に進めていく必要があると思います。

2. 書記官の退職後の処遇について

原企画調査部長 退職者の満額年金支給年齢に至るまでの雇用の確保に関する具体的施策についてお聞かせください。

田中任用課長 御承知のとおり、平成一三年度から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられるわけですが、雇用と年金との連携を目的とした新しい再任用制度の検討が、人事院、総務庁等の制度官庁において進んでいるところであり、先ごろ、人事院から国会、内閣に対し、国家公務員法

等の改正に関する意見の申出がなされたところで、この意見の申出どおり改正がなされたとすれば、

現行再任用制度は一定の経過措置が置かれるものの廃止され、国公法を準用している裁判所の一般職員についても、書記官のみならず裁判所内のあらゆる職種について、原則的に就労の意欲と能力のある者については、満額年金受給が開始するまでの間、この新再任用制度の対象となることとなります。したがって、裁判所の退職者の満額年金支給年齢に至るまでの雇用の確保については、この新再任用制度による裁判所内での再雇用を基本として具体的施策を考えていくこととなります。

新再任用制度の施行後の運用の在り方については、現在当局で鋭意検討中ですが、再任用者の任用配置の問題や、短時間勤務の運用の在り方等、検討しなければならぬ問題は多岐にわたっており、検討状況について、まだ皆さんに明らかにできる段階ではありません。検討状況が明らかにできる段階になれば、できる限り早く明らかにしたいと考えています。

もともと、書記官の皆さんの定年退職後の雇用問題については、ひとり新再任用制度の検討だけにとどまるものではなく、法律専門職としての能力、経験を活かした公務外への再就職あっせん等の充実についても、一層の努力を続けていかなければ

ばならないと考えています。

なお、書記官の皆さんの近年の官側のあっせんによる再就職先としては、弁護士事務所、公証人役場の事務員や地方公共団体の相談員等があり、司法協会での録音反訳等にも多数の退職者が従事しています。

五 女性書記官の任用について

1 女性書記官の登用と執務態勢の問題点

原企画調査部長 女性書記官の増加傾向の中で、その登用をどのように考えておられるのか、また、当直業務の実態がどうなっているのかお聞かせください。

田中任用課長 近時の女性の著しい社会進出に伴い、女性労働者の活用は、どの組織にとっても、その活力維持のために不可欠となってきています。行政省庁における行(一)職員全体に占める女性比率は、行政省庁が一六・四%(平成九年一月現在)であるのに対し、裁判所は三〇・二%(平成九年四月現在)と高くなっており、女性職員の能力活用は裁判所にとって特に重要な課題です。

書記官について見ても、女性比率は、次のとおり顕著な伸びを示しています。

昭和六二年四月一日現在の書記官に占める女性の比率は五・八%であったものが、平成九年四月一日現在においては一七・四%となり、また、新

たに書記官資格を取得した者に占める女性比率は、昭和六二年度は一二・三％であったのが、平成九年度は三〇・六％となっております。書記官の給源である名簿試験採用者における女性比率が、平成九年度Ⅱ種名簿からの採用者で三一・九％、Ⅲ種名簿からの採用者で三四・二％であることを考えると、今後も書記職に占める女性の比率は上昇し続けることが予想されます。このような中で、女性書記官の管理職への登用も進み、平成九年四月一日現在で主任書記官に占める女性比率が七・四％、同じく訟廷(副)管理官が五・八％となっております。また、平成一〇年四月一日現在において、女性の首席書記官二人、次席書記官四人が登用されています。

管理職への登用は、成績主義、能力主義により行うべきことは、人事行政の基本原則ですが、女性の場合、出産・育児、子供の養育や老親等の介護等を負担することも多く、そのため異動等を伴うポスト任用に制約のあることも少なからずあります。女性のライフスタイルに合わせたきめ細かな昇進管理を行うことにより、積極的に女性の能力活用を図ることが必要と考えます。

書記官に占める女性比率の上昇に加えて、週休二日制の導入による日直回数増加ということもあり、宿日直勤務における負担の公平等の観点から、平成九年八月一日現在、女性職員に日直を命

じている地・家裁本庁及び支部が六六庁あります。今後も女性職員の増加が見込まれることを考えますと、女性職員に日直勤務を求める声が強まるものと思われませんが、女性職員には、先ほど述べたような負担がかかる者も多いことから、割当回数、割当方法のみならず、日直態勢等を含めて、女性職員が安心して日直勤務に就けるよう環境整備に十分配慮する必要があります。

2 育児休業制度における代替要員の確保について

原企画調査部長 昨年の実績と問題点、対策をお聞かせください。

畑中参事官

育児休業を取得した書記官は、育児休業制度が始まった平成四年度(年度は会計年度、以下同じ)には四六六人(うち男性職員一人、以下(一)内は男性職員数で内数)、平成五年度には三一人(二人)、平成六年度には四三人(〇人)、平成七年度には七一人(二人)、平成八年度には五二人(一人)、平成九年度には五九人(〇人)であります。そのうち臨時的任用者を確保できたのが平成四年度二三人(五〇％)、平成五年度が二二人(七二％)、平成六年度が三三人(七六・七％)、平成七年度が六一人(八五・九％)、平成八年度が四九人(九四・二％)、平成九年度が五五人(九三・二％)となっております。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、高率で行われている現状にあると考えます。ところで、平成九年度に書記官の育休代替措置として任用した臨時的任用五五人のうち、書記官を任用できたのは三一人(五六・四％)であり、今後も書記官の臨時的任用候補者の確保に努めていく必要があります。



(畑中参事官)

書記官の臨時的任用候補者の確保の方策については、例えば、各裁判所において、所属する職員のうち、書記官資格を有する者で一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自己都合退職者等に対し、臨時的任用者に関する希望の調査を行っていただいていますし、各庁において「退職者カード」を作成し、退職後の動向についても、臨時的任用に関する希望も含めてデータを常に最新のものに更新するなどして、臨時的任用候補者の確保に役立てていくところです。また、要員確保の一方策として、平成七年七月

から従前の取扱いを変更し、定年以外の事由により退職した者を臨時的任用をする場合においても、定年退職した者の場合と同様に、退職時の俸給月額から大幅な減額とならないような措置を執ることとしています。

このような措置を講じつつ、少量退職期を迎え、資格官職の臨時的任用候補者を得るのが難しい状況の中で、より多くの候補者の確保に努めていきたいと考えております。

六 書記官の研修等に関する諸問題について

1 書記官研修の内容

原企画調査部長 新民事訴訟法施行に伴う研修を中心に、平成一〇年度の書記官研修の概要についてお聞かせください。

畑中参事官 新民事訴訟法の施行に伴う研修を中心とする平成一〇年度実施予定の書記官研修の概要は次のとおりです。

(1) 新民事訴訟法に関する研修

まず、新民事訴訟法に関する専門研修については、新法の趣旨、概要等を広く周知させるといふねらいで、平成八、九年度に中央、高裁委嘱、自庁のそれぞれの段階で、優先的かつ集中的に実施したところであり、平成一〇年度は、新法施行後に実務上生じた問題点を集約し、これに関する研究討議を行うことに重点を置いて実施した

と考えています。具体的には、中央研修において、地裁関係及び簡裁関係について、それぞれ各庁から運用状況の報告と問題点の提出を受け、これに基づき研究討議することとし、さらに、その結果を分析した上で、何らかの形で高裁委嘱研修や自庁研修でフィードバックすることができれば、各庁の運用の参考として有益なものになるのではないかと考えています。

平成一〇年度の新民事訴訟法に関する研修の予定は次のとおりです。

ア 民事実務（新民訴訟法）研究会（中央研修）

民事実務（新民訴訟法）研究会を地裁関係（一般訴訟手続）と簡裁関係に分けて、計二回実施します。それぞれの具体的内容については、新法施行後七月ころまでの間に各庁で生じた事例や問題点等の集積を待つて詰めていくこととなりますが、いずれも、研究員が十分に研究討議を行えるように共同研究や共同討議等の科目に多くの単位数を割きたいと考えています。

なお、第一回の地裁関係（一般訴訟手続）は、司法研修所との一部合同実施を予定しています（平成九年度は、簡裁手続関係の研究会を司法研修所との一部合同実施）。

イ 新民事訴訟法研修（高裁委嘱研修）

中央研修と同様、地裁手続に関する内容と簡裁手続に関する内容で、各一回、各高裁で計二回の

実施を予定しています。いずれについても、新法施行後、運用上生じた問題点に関する研究討議等を中心に、釈明や少額訴訟等に関するロールプレイングに基づく演習等を盛り込んで実施していただく予定です。

(2) その他の書記官を対象とする研修

次に、新民事訴訟法に関する研修以外の書記官に対する研修について、カリキュラムに新民訴訟法を採り上げるなど、工夫・改善を行った点を中心に概要を説明します。

ア 書記官基礎研修

書記官基礎研修は、平成一〇年度も二回に分けて実施する予定です。今年度から、時間割の一部変更（四時限目及び五時限目を各五〇分間とし、午後五時に終了する。）を行ったことにより、平成九年度に実施できなかった民事模擬検証及び刑事模擬検証のいずれかを研修員の選択により受講できることにしたほか、家裁コースでは、身分法の講義の科目を新設しました。

新民事訴訟法の施行に関しては、共通科目として「実務事例共同研究」を新設し、実務上の事例に基づくロールプレイング形式による演習を取り入れたり、選択コースの民事立会コースで、訴状審査時における釈明事例の演習を取り入れるなど、カリキュラム上も、研修員が新民事訴訟法下における書記官のコートマネージャーとしての能力を

發揮できるよう工夫しているところです。

イ 書記官実務研修（自庁研修）

書記官実務研修は、平成六年度から、経験不足に起因する事務処理上の過誤防止を主な目的として、民事、刑事及び家裁の三コースで、書記官資格取得後三年前後の者を主な対象者として実施してきた職能研修です。

平成一〇年度は、現に担当する職務の経験年数も考慮すべきではないかという問題意識から、実施コースについては、従前の三コースに加え、「執行・破産」及び「簡裁」の二コースを新設し、

対象者については、書記官総合研修未了の者で現に担当する職務の経験年数が二年未満のものに拡大するという見直しを行いました。

右の五コースのうち、民事や簡裁のコースにおいては、多くの高裁又は地裁で、新民事訴訟法の施行に関する知識等の付与が研修内容に盛り込まれるのではないかと考えています。

ウ 書記官総合研修（高裁委嘱研修）

書記官総合研修は、平成八年度に実施方法の一部を見直し、オールラウンド研修を基本にしながらも、専門性の高い科目については、基本コースと専門コースに分けて、研修員の経験等にに応じて履修できるようにしてきたところですが、平成一〇年度も、民事科目のうちの執行、保全及び破産の実務科目並びに家事科目を選択科目（いずれも

四単位）として実施する予定です。

新民事訴訟法に直接関連する科目としては、

「少額訴訟・支払督促」の二単位にとどめていますが、既存の科目についても、例えば、民事演習講評の単位数を増やすことで、要件事実に関する理解を深めさせ、さらに、「集中審理と書記官事務」において、争点整理に関する事項を採り上げたりすることにより、新法が求めるコートマネージャーとしての役割を十分に果たせるよう工夫して実施する予定です。

エ 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修で中間管理者（裁判部）研修を、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しています。中間管理者（裁判部）研修は、民事、刑事及び家裁の部門別に実施してきたものを、平成九年度から新たに統合型として実施しているものです。統合型の研修では、一般的な管理科目と事件関係の管理科目がその中心となりますが、平成一〇年度も同様の内容で、計三回実施したいと考えています。

オ 書記官専門研修

平成一〇年度の書記官専門研修は、前述した新民事訴訟法の施行に伴う研修のほかに、「刑事実務研究会」、「家事実務研究会」、「供述録取事務合同研究会」及び「書記官実務研究（刑事）」の四

本であり、内容は次のとおりです。

(ア) 刑事実務研究会

平成九年度に引き続き刑事手続における書記官の進行管理事務の在り方が中心的なテーマとなりますが、その中では、書記官による進行管理が事件の適正迅速な処理に効果的であると考えられる事例等について研究討議等を行う予定です。

(イ) 家事実務研究会

平成九年度に引き続き遺産分割事件における進行管理が主な内容となりますが、日程の一部については、司法研修所、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所の三研修所による合同実施を予定しています。このような合同実施という方法を採用するのは、書記官がコートマネージャーとしての役割を果たす上で、他職種との連携及び協働が重要であることを考慮したことによるものです。

(ウ) 供述録取事務合同研究会

平成八年度から実施している研究会であり、供述録取事務の在り方等について書記官及び速記官を対象として実施してきたところ、両職種間の相互理解を深める上でも大いに効果を上げており、平成一〇年度も実施する予定です。

(エ) 書記官実務研究（刑事）

書記官実務研究は、「否認事件を中心とした刑事書記官事務の実証的研究」というテーマで既に

の実務科目並びに家事科目を選択科目（いずれも

同研究会）及び一書院（東京）

開始しています。この研究では、刑事事件を事件の種類や否認の態様ごとに類型化し、その類型に応じた書記官事務の在り方について進行政管理事務を中心に研究することを予定しています。

カ 養成部研修

養成部第一部及び第二部については、これからの書記官に求められるコートマネージャー的役割を十分担っていきけるように「グループ別総合演習」を新設したり、より争点整理能力を培えるように「民事演習」の実施方法を見直すなどの工夫をしてきたところであり、平成一〇年度も同様に実施する予定です。

キ 書記官任用研修

平成一〇年度から速記官の新規養成停止が決定されたことに伴い、書記官への転官を希望する速記官に対して、研修により書記官資格を付与することとなり、これを受けて、平成一〇年度から書記官任用研修を行うことになりました。

平成一〇年度の書記官任用研修は、導入研修（四月六日～一七日）、実務研修（四月二〇日～七月三日）、仕上研修（七月六日～一七日）、仕上実務研修（七月二一日～三一日）に分けて実施する予定です。このうち、導入研修及び仕上研修は裁判所書記官研修所で、また、実務研修及び仕上実務研修は、当該研修員の所属庁で行われます。このように裁判所書記官研修所における集合研修

に所属庁における実務研修を組み合わせたことで、法廷立会等の実務経験を有する速記官に対して書記官資格を付与する研修として、より実践的な内容となっていると考えています。

2 在外研究の現状と今後の方針等

原企画調査部長 在外研究の現状と今後の方針等についてお聞かせください。

畑中参事官 一般職の外国出張については、若手職員層を対象とした裁判所事務官等在外研究制度があり、毎年アメリカ、フランス又はドイツに研究員を送っており、平成七年度からは派遣人員を一名増やしました。また、中堅クラスの職員を対象とする制度として運用されてきた短期在外研究制度につき、平成八年度に若手職員にも派遣の枠を設け、平成九年度には更にこの派遣枠を広げて実施しました。今年度は、昨年度と同様の方針で実施する予定です。

さらに、裁判所の特定の施策に関連した事項の視察、調査を目的として一般職を二週間程度欧米諸国に派遣する制度として司法事情研究を実施しています。これらの派遣制度以外にも、総務庁主催の「東南アジア青年の船」等への参加による短期の外国派遣も行っています。

国際化が進み、外国人が関係する刑事事件、民事事件等も増加しており、裁判事件の内容も、外国との関係を考慮しながら多様な局面から検討を

必要とするものが増えてきています。さらに、現在、我が国における裁判制度や運営改善についての課題についても、その検討に当たっては、外国の裁判制度やその運営が参考になることが少なくありません。

このような状況の下で、多くの職員に外国の司法制度を実際に見聞し、広い視野と柔軟な思考を身に付ける機会を持つてもらうことは、個々の派遣者のみならず、裁判所全体にとっても有意義なことであると思われれます。このような観点から、派遣制度の充実のための努力を続けていきたいと考えています。

3 パソコン研修

原企画調査部長 パソコン研修の状況と今後の内容についてお聞かせください。

小池第一課長 世の中の情報処理機器の急速な普及やネットワーク化の動きを踏まえて、ここ数年、裁判所におけるOA化も著しく進展しています。



（小池第一課長）

これらの新たに導入されたOA機器の利用の定着を図ることが今後の展開にとって極めて重要であることから、OA研修の必要性は以前にも増して高まっているものと考えています。

このため、平成六年度から、書記官研修所において、情報処理に関する基礎的知識を付与し、機器の基本的操作方法及び各庁に配布されたプログラム等の操作方法を習得させることを目的とした情報処理基礎研修を、毎年二回ずつ実施してきました。平成八年度からは、この基礎研修に加えて、新たに情報処理活用研修を実施しました。また、昨年度は、情報処理基礎研修については、研修期間を一日延長する等の充実を図って二回実施し、うち一回は自庁研修等の講師として活躍し得る者の養成を主眼としたものとなりました。情報処理活用研修については、平成八年度に引き続き、期日進行管理プログラム（民事通常事件版）の活用を目的とした研修を実施しました。同研修では、現同プログラムを利用して、同部署の書記官等を対象に、プログラムのカスタマイズにも踏み込んだ応用レベルの研修としました。平成一〇年度における情報処理に関する中央研修は、現在、内容の詳細を検討しているところですが、従前の情報処理基礎研修及び情報処理活用研修の区別をなくし、情報処理研修という名称で計三回実施する予定です。

各種係長等研修を始めとする中央研修では、基礎的なパソコン操作の実習を実施し、養成部研修においても、平成八年度から必須科目となったパソコン実習を実施し、パソコンについての基礎的知識の全般的なかさ上げを図っています。

もっとも、書記官研修所におけるOA研修への参加には限りがあるところから、これらを補う形で高裁ブロック研修及び既配布の機器を利用した各庁におけるOJTや自庁研修がますます重要になってくるものと思われれます。このような観点から、中央研修においては、個別の情報処理システムについての操作研修の実施にとどまらず、自庁研修で指導者として活躍し得る者の養成を主眼とした研修の実施に今後も重点を置いていく等、人的な面でのOA自庁研修の環境を整えていきたいと考えています。また、昨年度には、各高裁に相当数の研修用ノートパソコンを導入し、物的な面からのOA自庁研修の環境整備も図ったところ

七 OA機器の活用について

1 パソコンの導入、利用計画の内容と展望

原企画調査部長 裁判事務の将来像、方向性を考えると、事件受付等の訟廷事務こそOA化にふさわしい事務の一つであると考えますが、OA化の青写真等があればお聞かせください。

小池第一課長 平成七年度に整備した裁判官パソコン及び書記官室パソコンについては、今後も、組織全体の習熟を高めるとともに、その利用を定着させていくことが課題であると考えております。この観点から、書記官室パソコンの活用を図るため、期日進行管理用プログラムを配布しており、このうち民事通常事件版については、昨年度には、現場の利用者の意見や要望を取り入れた改訂版を作成し、配布しました。また、刑事通常事件版についても、現在、刑事局と共同して、現場のニーズを踏まえた改訂作業を行っているところです。

また、ワープロ以外のデータベース、表計算ソフトについても、制調フォーラムに掲載する等の手段を通じて、活用例の収集や紹介を行っております。これらの方策により、組織全体に事務の効率化に役立つ利用方法を広げていき、パソコンの利用を普及させていくことが必要であると考えています。

パソコンについては、今までのところ単体での利用にとどまっていますが、その一層の活用を図るための周辺機器を整備し、さらには、情報の共有、蓄積、再利用の面における効率化の程度や費用対効果等を考慮に入れた上で、ネットワーク的な利用の在り方も検討していく必要があります。その検討の一環として、昨年度には、これまでのパソコン実験部に加えて、いわゆる民事モデル

実験部等の一部の書記官室にも複数のパソコンを配置し、それらを裁判官パソコンも含めてLANで接続し、書記官室におけるネットワーク的な利用及び裁判官とのLAN環境での情報共有の有効性を検証するという実験を行いました。

今後、この実験の成果や、多岐にわたる検討課題を踏まえて、訟廷事務等も視野に入れた裁判部関係のOA全体構想について検討を進めていきたいと考えており、よりシステムの、より効率的にOA化を推進していくための態勢作りとして、最高裁内の組織改編も行ったところです。

2 パソコンソフトの利用、開発状況

原企画調査部長 民事モデル実験部等における裁判官室と書記官室のLAN環境でのパソコンの利用状況や、各種ソフトの活用状況についてお聞かせください。

小池第一課長 昨年度に、パソコンを増配布し、裁判官室も含めてLAN接続した民事モデル実験部においては、おおむね、期日進行管理プログラム等の活用により、事務処理の効率化が図られており、書記官のコートマネージメントの支援策、事務官の担当事務の一部を書記官が取り込んだ事務や法廷事務を省力化する方策、裁判官と書記官の協働態勢を形成するための支援策として、有効に機能しています。実際、民事モデル実験部の書記官の実感として、「書記官事務の効率化にとつ

てOA機器の利用は不可欠である。」「もはやパソコンがなければ仕事にならない状態になりつつある。」「パソコン及び期日進行管理プログラムは、事件管理のため、なくてはならないものとなっている。」といった報告がされています。

書記官のコートマネージメントに関しては、プログラムに訴状送達状況、準備書面又は陳述書の提出期限、求釈明に対する回答の期限を入力することにより、訴状の送達のない事件や準備書面等の提出のない事件を検索することが可能であり、例えば、提出期限の三日前に督促を行うなど、期日間準備が励行されるようになっていきます。また、プログラムにより事件番号、期日、当事者名のいづれからでも検索ができるため、当事者からの進行状況の照会に対して効率的に回答ができるようになりました。

従来、順番待ちをしていた判例マスターについても、ネットワーク上で共有する設定をすることによって、部のすべての裁判官及び書記官が、随時、同時に自分のパソコンから利用することが可能となり、書記官も判例マスターを活用して積極的に判例の調査を行うようになっていきます。

事務の省力化の例としては、出頭カードや開廷表等をプログラムを利用して印刷することにより、従来、事務官や書記官が一週間分の全事件について手書きで作成すると通算して半日程度の時間を

要していたものが三〇分程度で作成できるようになったものもあります。同様に、従来書記官の負担が多いとされていた送達のための封筒のあて名書きについても、プログラムの工夫と活用により省力化を図ったとの報告もされています。

さらに、プログラムが期日簿や担当簿の機能を果たすことから、自庁通達を改正して、担当簿や期日簿等の任意帳簿の作成を省略したり、これらの帳簿をプログラムから出力される帳票に代えることにより、手書きでの帳簿作成を省略している例も多数報告されています。このような部署では、期日簿や担当簿の記載に代えて、プログラムに次回期日を入力するだけで足りるようになり、更に新年度の担当簿移記作業もなくなるなど、書記官や事務官の事務が省力化されました。

統計の面においても、同プログラムを利用して、係別の終局事由別既済件数、係別新受件数を集計し、正確な数字を把握することができるようになり、従来、事件票や担当簿等の記載を照合しながら件数確認を行っていた主任書記官の負担が大幅に軽減されました。

裁判官と書記官の協働態勢の形成という観点からは、裁判官と書記官が、それぞれ得た訴訟進行上の情報を、各自のパソコンからプログラムの事件ごとのメモ欄に随時入力することにより、裁判官パソコンと書記官室パソコンのネットワークを

通じてリアルタイムで訴訟進行上の情報を共有する工夫が報告されています。

この報告によれば、裁判官からのアプローチとしては、事件の争点、進行の方針、争点整理の状況、和解進行の状況、次回の予定や見通し等が入力され、書記官室パソコンでその内容を閲覧することができるようになっています。書記官からのアプローチとしては、送達に関する状況や、電話連絡等の方法で収集した事件の進行や和解の希望に関する情報が入力されているほか、訴状審査、準備書面や証拠の検討の結果に基づき、書記官の事件の内容や進行に関する意見も入力されています。このようにして入力された訴訟進行上の情報は、一日の全事件について一覧表の形式で印刷され、弁論開始前の裁判官と書記官のミーティングの際の資料として利用されており、裁判官と書記官が当日の全事件の進行予定等について完全に共通の認識を持って訴訟に臨む態勢が執られています。このような裁判官から書記官へのアプローチと書記官から裁判官へのアプローチがあいまって協働態勢が形成されるようになっていきます。

八 書記官事務に関する最近の動向等について

1 倒産法制の見直し

原企画調査部長 倒産法制の見直しの動きにつ

いてお聞かせください。

永野第一・第二課長 これまでの状況を簡単に御説明したいと思います。

御承知のとおり、我が国の倒産手続に関する法律は、いずれも制定年次が古く、破産法、会社更生法について比較的大きな部分改正が行われたのは、特段の改正もありません。現在に至っています。その一方で、バブル経済崩壊後の景気低迷による消費者及び中小企業倒産の急激な増加という深刻な問題や、大規模会社の倒産あるいは企業活動の国際化を背景とした国際倒産といった現行法制定時にはおおよそ予測し得なかつた類型の倒産事件も増加するなど、社会情勢は大きく変化してきています。そのため、現行法は現在の社会に適合しない部分が生じているといった意見が多く寄せられ、倒産法全体の視野から手続の見直しが必要であるといった指摘等がされてきました。

このような状況の下、法制審議会が倒産法部会の設置が決定され、平成八年一〇月二四日の第一回の部会において、審議開始から改正要綱案の策定までおおむね五年をめどとして進めること、審議の中間段階で検討事項及び改正要綱案を作成して公表し、関係各界の意見を聴取すること等の全体計画が了承され、これを受けて、倒産法の学者及び実務家を研究員とする倒産法研究会において、現行法の問題点の洗い出しと論点の整理が行

われてきました。最高裁としても、平成八年九月一日付けの民事局長、総務局長書簡により、各庁から検討を要すべき事項に関して広く意見を求め、意見の集約結果を昨年一月一〇日の倒産法研究会に持ち込むなど、全国の裁判所の意見や実務の実情を今後の改正作業に反映させるよう努めましたところですが、

その結果、裁判所の指摘等が十分に取り込まれた形で、昨年一二月に「倒産法制に関する改正検討事項」が公表されました。

検討事項の内容は、大まかに言うと、①個人破産に関する破産手続の整備、②個人債務者の経済的再建を図る手続の整備、③中小企業等の再建手続の整備、④大規模倒産事件における手続の特別及び⑤国際倒産事件における規定の整備といった事項が柱となっており、いずれも現在の倒産法制が抱える問題について、合理化、迅速化を基調とした多種多様な角度からの検討が加えられています。

書記官事務に関わる事項を具体的に見ますと、管財業務の監督事務や事実の調査事務といった事件の進行管理事務に関する書記官権限の拡大や各種許可事項、破産債権表の作成及び嘱託事務といった従前裁判官の権限によつていた事項の書記官権限化など、書記官が主体的に事件に関与していくための検討が随所に見られます。その一方で、手

原企画調査部長 倒産法制の見直しの動きにつ

て、現行法の問題点の洗い出しと論点の整理が行

ための検討が随所に見られます その一方で

続の簡素化等の観点から、債権者集会や債権調査
期日の開催に代えて決議事項や債権調査に関する
事項の書面化、送達事務の省力化、実効性の乏し
い手続の廃止（電報嘱託、債権証書への確定文言
の記載等）など、書記官事務の合理化につながる
改正も併せて検討されています。

これらの検討事項を総合的に考えますと、倒産
事件処理に当たる書記官の役割についても、マネー
ジメントに関する事務が重視される方向であるこ
とがお分かりになると思います。したがって、こ
れは、倒産事件処理に限らず言えることではあり
ますが、裁判官との協働、係の連携といったもの
が今後ますます必要となりますし、また、管財人
の監督業務等を通じて主体的に事件処理に関わっ
ていくわけですから、書記官においても積極的な
執務姿勢が今にも増して強く求められることにな
ります。

最高裁でも、各庁に対して、これら検討事項の
各項目についての意見照会が行われましたが、実
務に裏打ちされた貴重な意見、改正に向けての熱
意のこもった建設的な意見が多数寄せられ、現在
その集約作業を終えて、五月末に法務省に対して、
意見書の提出が行われたところです。

関係各界からの意見照会の結果を踏まえて、秋
口から法制審が始まりますが、倒産事件は、書記
官が主体的かつ積極的に事件処理に関与し、コー

トマネージメントの先駆的役割を果たしてきた分
野でありますし、民訴法改正をはじめとするこれ
までの法改正における書記官権限の拡大や書記官
の実務実績を踏まえ、最高裁としてもできる限り
書記官の意見を改正作業に反映されるよう努めて
いきたいと考えています。

民訴法の改正について、書記官の皆さんの意見
が多数取り入れられたことは記憶に新しいところ
です。倒産法改正に関しても、是非、皆さんの積
極的な意見を今後もお寄せいただきたいと思いま
す。

2 執行・破産事件の増加に伴う書記官事務の 対応状況

原企画調査部長 事件増加に対処するための対
策をお聞かせください。

永野第二・第三課長 御承知のとおり、バブル
崩壊による経済不況により、平成三年以降、大都
市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が
続いており、不動産執行事件について見ますと、
平成八年度と比較すると伸びの勢いはやや弱まっ
たものの、新受事件数は、平成二年には約四万一千
件であったものが、平成九年には約六万六千件と
一・六倍になり、未済件数は、平成二年には約五
万九千件であったものが、平成九年には約一二万
一千件と二・一倍に上っています。一方、各庁の
努力の結果、平成九年度はここ数年來初めて既済

事件が新受事件を上回り、未済事件が前年に比べ、
約三千件減少しました。

もっとも、住宅金融債権管理機構からの不動産
競売事件の申立ては、今のところ顕著な件数とは
なっていないようですが、今後住専関連の申立て
あるいは金融機関による不良債権処理の動向いか
んによつては、更に新受件数の増加が予想される
ところと見られます。

ところで、現在の経済不況を打開するためには、
不良債権の実質処理と不動産取引の活性化を図
ることが重要な課題とされ、各界から、様々な制
度改革の提言を含め、不動産執行事件の更なる迅
速、円滑化等が要請されているところであり、国
民の執行事件処理に対する注目と期待は、ますま
す大きく、かつ厳しくなっています。

一方、破産事件について見てみますと、平成八
年度も事件の急増が見られたところですが、平成
九年度は、件数にして約七万六千件であり、平成
八年度に比べ新受件数が一・三倍と引き続き増加
し、未済も五万七千件と急激に増加している状況
です。破産事件の急増についても、近時、執行事
件に劣らず社会的関心が高く、急激に増加した破
産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問わ
れることにもなりかねません。

こうした事態に適切に対処するため、不動産執
行事件に関しては、執行官、評価人候補者の増員

等による事務処理態勢の強化、事務処理方法の改善、競売の特殊性を考慮した市場のニーズに合った最低売却価額の決定や広告媒体の拡大等による売却率の向上等の事務処理の在り方の見直しを重視し、これを行っているところです。

破産事件についても、事務処理態勢及び事務処理手続の整備、充実に回り、リーフレットの配布やOA化による事務の効率化を推進してきているところです。

執行、破産事件のいずれについても、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対しては必要な人的手当てを行って、住専関連の執行事件が急増した場合にも迅速適正に処理できる態勢を整えてきており、本年度も昨年度に引き続き、東京地裁など大都市及び周辺部の裁判所を中心として、執行、破産部門の処理態勢の充実強化を図るため、書記官等の大幅な人員の手当てを行いました。

また、こうした人的手当てに加え、民事執行事件については、外部への委託が可能な業務を外部委託し、執行事件の処理態勢を充実強化する方策も執っているところです。

以上のように、事務処理態勢等の整備、充実、OA化による事務の効率化とともに、人的手当てによる執務態勢の充実を図ることにより、滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところ

ですが、今後の事件の動向について十分な注意を払うとともに、執行事件及び破産事件が更に急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

3 新民事訴訟法施行後における書記官事務の状況等

原企画調査部長 施行後まだ日も浅いところですが、新民事訴訟法における書記官事務の状況等についてお聞かせください。

志村参事官 新民事訴訟法が施行されてから約五箇月が経ちますが、現段階における書記官事務の実情は、各庁、各部あるいは各係によって、まちまちのようです。新法の規定する書記官事務は、従前から審理充実事務の一環として行われてきたものが多いことから、従前から先進的に審理充実事務に取り組んできた係等では、これまでと同様、新法が規定するような事務がスムーズに行われているようです。また、従来、審理充実事務への取組にそれほど積極的でなかった係においても、新法の施行を契機として、新たな意識の下に、正に水を得た魚のように新法が期待するような事務を積極的に行っているところも多いようです。他方、新法施行後においても、旧態依然としていて、これらの事務がスムーズに行われていない係も少なからずあるようです。しかし、今や実践の段階です。いつまでも勉強会や研究会のみを行っている

のではなく、裁判官と連携しながら一歩踏み出してほしいと思います。例えば、モデル部等における取組例等を参考にしながら、目標を設定して、できるところから実践に移すという方法で、一歩ずつでも新法の求める書記官事務に近づけていくという執務姿勢が期待されることです。



(志村参事官)

それでは、どのような場面において具体的な取組が行われているのか、幾つか紹介したいと思います。

① 訴状審査・補正の促し(規則五六条)

訴状審査については、その事件を担当する書記官(以下、「担当書記官」という。)が参考事項の聴取や補正の促しも担当することになることから、担当書記官によって従前にも増して意欲的に取り組まれているようです。

訴状審査は事案把握の第一歩であることから、事件の進行管理にとどまらず、協働的訴訟運営の観点からも担当書記官がしっかりとやらなければならない事務であることが自覚され、形式的記載

による判務態勢の予見を促すこと、
 している未済事件の処理に全力を挙げているところ

す。いつまでも勉強会や研究会のみを行っている

ならない事務であることか旨賞とオ 開正白言書

事項のみならず、請求を理由付ける事実が総合的に具体的に記載されているかどうかについても十分な審査がなされることが多くなってきたという事です。

② 参考事項の聴取（規則六一条）

参考事項の聴取については、広く実践され、その聴取の方法については、いろいろな方法が考えられるのですが、訴状の受付段階で、統一書式の用紙を渡し、その場で書き込んでもらったり、書き込んだものを後にファクス送信してもらおうなどの方法を取っているところが多いようです。

③ 期日外釈明（法一四九条・規則六三条）

新法が期日外釈明を明文で認めたこともあって、期日外に釈明を求める訴訟指揮も増えているようです。このような場合、書記官が求釈明の手続面を担当することになるのですが、審理充実事務がかなり進んでいる係では、書記官が裁判官にどんな意見を述べる形で期日外釈明をしたり、求釈明書の起案なども担当しているようです。協働的訴訟運営を実践していく上では、このように書記官が積極的ににかかわっていくことが必要と考えられます。

④ 準備書面等の提出管理（法一六二条等）

期日の充実を期すという観点から準備書面等の提出期限が定められる場合が多くなっているわけですが、これらの場合に準備書面等の提出を催促

するする事務は広く行われているようです。催促の方法としては、パソコンによって提出期限を管理し、事件ごとに催促の書面がプリントアウトされるようにして、それをファクス送信する方法によっているところも少なくありません。審理充実事務が進んでいる係では、更に準備書面の内容にまで踏み込んだ催促をするなど、その深化が図られているようです。

⑤ 争点整理手続への関与

弁論準備手続等の争点整理への関与ですが、争点整理手続に立ち会う機会を増やすことによつて重要な訴訟行為があつたときなど一定の場合に立ち会うことを原則にし、事案の把握は裁判官からの教示や裁判官との意見交換を通じて行つていくところもあります。審理充実事務への取組に積極的な係では、書記官が争点整理案を起案して、これに基づいて裁判官と協議又は意見交換をすることが試みられています。期日外釈明と同様に、書記官が積極的に争点整理手続に深くかかわっていくことは大切なことです。殊に、争点整理案の起案等については訴訟進行上も多くの効用があるとの意見が寄せられているところであり、これからはこのような関与の仕方が求められる場面が増えていくように思われます。

協働的訴訟運営を行うことによつて審理の充実

を図るといふ観点から、裁判官との協働態勢を形成することは、新法下の書記官事務については何よりも重要になります。つまり、新法下の書記官事務が円滑に進んでいるかどうかは、裁判官と書記官との連携が、どれほど緊密に行われているかということと密接に関連していると言えるでしょう。

今後、裁判官との協働態勢の下、ますます審理充実事務が拡充され、書記官としての実力が十分発揮されることを期待したいと思います。

4 刑事、家事、少年事件の各書記官事務の動向

原企画調査部長 続きまして、刑事、家事、少年事件の各書記官事務に関する最近の動きについてお聞かせください。

志村参事官 刑事、家事、少年事件の各書記官事務については、さきに述べたとおり、刑事研究部や家裁研究係などを中心にコートマネージャーとしての役割を拡大強化する方向性に沿った書記官事務の在り方及びそれらの事務内容に応じた事務処理態勢の在り方等についての研究が行われています。これら研究部等での取組状況や成果については、今後、各種の協議会や研究会を通じて還元するほか、書面に取りまとめ提供することを検討していますので、各庁、各部における取組に反映させるなどしてもらいたいと考えています。

刑事事件については、本年一〇月から十一月に、各高等裁判所で刑事首席・次席書記官協議会の開催を予定してありますが、ここでは、刑事研究部等の取組を各庁での取組としていく上で首席・次席書記官が果たす役割等について協議をお願いすること、今後、全国的な広がりをもった取組に発展させていきたいと考えています。

また、書記官研修所においては、「否認事件を中心とした刑事書記官事務」をテーマとして、本年度の書記官実務研究が行われているところですが、これは一昨年の「刑事手続における進行管理事務」の研究を総論的研究とした場合、否認事件において公訴提起から判決宣告に至るまでの各段階における書記官の活躍の場面を具体的に明らかにする各論的研究になると聞いています。この研究は、さきに申し上げた刑事研究部の取組に見られる中規模否認事件への書記官の関与の在り方の研究と同じ方向にあり、刑事研究部等での取組と併せて、これからの刑事書記官事務の在り方を示唆するものになるよう期待しているところです。

一方、国会では、現在、組織的犯罪対策関係立方の審議が行われているところですが、このうち、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」については、これが成立すれば、新たな種類の令状の発付や、傍受した通信の記録の保管、閲覧などに伴い、新たに書記官の行うべき事務が生じてく

ることから、その事務処理の内容等について検討していくこととなります。

家事事件については、核家族化、少子化、高齢化社会の到来に伴う家族や親族共同体の紛争解決機能の低下等を背景として、遺産分割等の事件が増加しています。このような状況下においては、家裁が担うべき調整的役割や後見的機能が一層重要性を増しますが、これに対応して、家裁において適正迅速に事件処理を行うための担い手である家事係の書記官に期待されるものは大であります。

現在、高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実に対する社会的要請の高まりを受けて、成年後見制度の改正作業が行われており、この改正に伴う新たな事件や事務について、今後書記官の関与の方法を検討していくこととなります。

少年事件については、既にマスコミ等を通じて御承知でしょうが、否認事件における少年審判の在り方を中心に、特に①審判への検察官の出席、②少年の身柄拘束期間の延長、③審判の合議制の導入についての少年法改正の論議が行われているところです。これらの点の改正が行われたならば、今まで以上に、少年係の書記官は、幅の広い知識と経験が要求されることになると考えられますから、書記官が具体的にどのように関与していくことになるのか、その事務処理の内容等について検討していくこととなります。

5 過誤事例とその防止策

原企画調査部長 最近の書記官事務等に関する過誤事例の紹介と、併せてその防止策についてのお考えをお聞かせください。

志村参事官 書協との座談会の場で過誤事例等をお話するのは、平成七年以来ということになります。この間においても残念ながら書記官事務に関する過誤事例等が起きています。

平成七年以降の民事、刑事、家事・少年事件の各事務処理に関して発生した過誤事例を概観しますと、事件数が多い関係からでしょうか、やはり民事事件に関する過誤等の発生が多く、家事・少年、刑事の順となっております。内容的には、手続ミスと事件記録等の紛失が全体の七割を占め、これに事務処理遅滞(け怠)を合わせると九割を超える割合になっています。

過誤の内容については、紛失(一時所在不明を含む)したものとしては、事件記録、郵便送達報告書、登録免許税納付書などの事件関係書類、押収物等があります。また、事件処理用パソコンのデータを誤って消失させた事例も報告されています。

手続ミスに関しては、期日呼出状の「原告」を「被告」と誤ったもの、判決正本に裁判官名を欠いたもの、簡裁で受け付けるべき起訴状を地裁で処理したものなどがあります。また、新民事訴訟

に伴い、新たに書記官の行うべき事務が生じてく

討していくこととなります。

法が施行されてからの特有の事例としては、答弁書が提出されているのを看過して、第一回口頭弁論期日において調書判決をしたため（民法二五四条、民訴規則一五五条三項）、これを理由に控訴された事例が見られます。

事務処理遅滞（け怠）に関しては、証人旅費日当の支払を数箇月放置したものや、予告登録抹消登記嘱託手続を長年月忘失したものが報告されています。

それでは、これらの過誤を防止するには、どのような方策を講じるべきかを考えてみる場合に、これらの過誤がどうして起こり得たのかという発生原因も同時に考えてみる必要があると思います。

最初に、不注意、緊張感の欠如等から生じるものが考えられます。これらは、すべての過誤に共通する原因と言ってもよいでしょうが、特に事件記録等の紛失事例に顕著に表れていると言えます。

紛失事例の一つの形態としては、貸出中の記録等に関するものです。これらの場合には、書記官には責任がないように思えますが、記録の保管責任者は書記官ですから、定められた貸出手続が履行されていないか、長期間返還されないのに確認作業を行っていないか、ような場合には、記録の保管責任者としての責任を問われることがあります。記録や書類の授受は、「人から人へ」、「手から手へ」行うという基本姿勢を励行するとともに

に、特に記録については、通達（平成七年三月二四日最高裁総三第一四号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」）に従った貸出手続を取り、常に貸出中の記録に気を配って定期的な確認等を行うことが必要です。

もう一つの形態としては、貸出等の事実がないのに書記官室で保管しているうちに何らかの原因で紛失してしまう事例です。これらの場合には、紛失の原因がはつきりしないケースが多いのですが、不要書類に紛れさせて廃棄してしまったり、私物と一緒に持ち帰ってしまったことが考えられます。このような過誤を防ぐためには、常に記録庫を、手続の進行順に区別して整然と整理するほか、交通切符などのような規格の異なるものについても、他の事件関係書類に紛れることのないよう収納には工夫をすることが必要です。

過誤の原因の二つ目に考えられるものとしては、法律、規則、通達等の趣旨の理解不足が挙げられます。確定証明を出すに当たって、起算日を誤解して誤った確定証明を交付した事例や法定合議事件であるにもかかわらず、これを看過し単独事件として進行させた事例などが報告されています。このような事例を防止するためには、自ら参考資料等に当たって調査したり、上司同僚の指導を仰ぐという積極的な執務姿勢を持っていただきたいと思えます。

三つ目としては、執務環境の問題が考えられます。記録や書類の所在が不明になることもままありますが、日ごろから、記録庫については、すぐに記録を取り出せるように整理しておくとか、自分の机の引き出しの中には事件関係の書類は入れないなどの執務環境を整備しておく必要があります。また、書記官室では、各人が自分の責任の下で仕事をしつつ、お互い今どういう事務をしているか分かるように、日ごろから部内のコミュニケーションが円滑に図れる雰囲気作りをしておくことも大切です。

そのほか、過誤の発生防止を考える上では、①事務分配が公平妥当か、②執務基準が明確になっているか（事務処理要領等の整備）、③改善すべき事務処理方法はないか、チェック態勢はこれまどどおりでよいか、④研修（職場内・外研修）、協議会、書記官事務査察等による組織的対応の必要性はないか等についても検討することが必要です。

総務局におきましては、平成八年度の書記官事務査察から、裁判所書記官の審理充実事務、事前準備事務及び進行管理事務に関する事項等について、査察事務担当者等と被査察庁の書記官等との意見交換を通じて、被査察庁の書記官等に、現在の事務処理状況の問題点やその原因、これに対する解決策としての在るべき姿を考えて認識しても

らう、言わば、対話指導型の査察を行うことをお願いしてきましたが、昨年度からは、それに加えて、過誤防止の観点から、基本的な書記官事務の分野においても、このような方法を採用し、事務処理態勢等の問題状況にも踏み込んだ査察をお願いしています。この方針については、今年度も維持していくことを考えています。全国の書記官の皆さん方におかれては、自己が担当している事務に改善すべき事項はないか、職場環境は整えられているか、上司同僚との連携はスムーズに行われているか、という観点から事務処理の見直しをしていただくとともに、積極的に過誤防止策について提案していただきたいと思えます。

裁判という仕事に一番大切なことは、一つ一つの事務を堅実に過ちなく処理することです。司法に対する国民の信頼の基盤は、このような堅実で誠実な執務姿勢にあると言っても過言ではありません。この気風は、我々の先輩方が長年にわたって築き上げてきた裁判所の誇るべき伝統であります。この良き伝統を着実に自分のものとしていただくとともに、日々の仕事を行う中で、自分の能力を更に高めていく努力を惜しまないようにしていただきたいと思えます。各書記官が事務処理に対する基本姿勢を大切にし、自己研さんに努めれば、過誤の防止は決して困難なものではないと考えています。

九 書記官事務の改善等について

1 裁判用能率器具等の配布状況及び配布予定
原企画調査部長 裁判用能率器具等の配布状況及び今後の予定をお聞かせください。

志村参事官 裁判事務能率器具等の配布については、各庁からの要望も当然考慮に入れながら検討しておりますが、依然として厳しい財政状況下にありますので、平成九年度も、緊急性、効率性の高い備品等に重点を置いて執行してきました。

まず、録音反訳方式を利用する法廷については、各発言者席に一本ずつ計四本のマイクを置き、マイクミキサーを介して二トラック録音機二台で同時に録音するという機器構成のセットを整備しています。二トラックのうち一つのトラックに、裁判官席と証人席のマイクで録音し、もう一つのトラックに、両当事者席のマイクで録音するというシステムになっています。この録音機については、検証実験時は、二トラックのもの一台とバックアップ用の四トラックのもの一台という構成にしていますが、検証実験の結果、録音反訳方式を利用するために必要とされる明瞭な録音が、二トラック録音機で十分確保できることが判明したため、現在は、二トラック録音機二台という機器構成にしています。この二トラック録音機は、ダブルデッキタイプでリレー録音機能、プリアンプメモリ

機能（A面からB面に変わる際、一定時間両面で同時に録音する機能）を備え、長時間の連続録音ができる機能を備えています。また、このほかに、対質尋問を行う場合や通訳人を付した場合に用いるためのマイクを、録音反訳方式利用部（支部）に一本の割合で整備しています。

こうした法廷用の機材のほか、録音反訳方式利用庁の出張尋問用の機器として、携帯用の小型の二トラック録音機を、民事部あるいは刑事部の数箇部に一台の割合で整備しています。また、書記官が反訳書を校正するために利用する録音再生機については、後にお話する書記官用録音再生機を立会書記官二人に一台の割合で整備しています。この書記官用録音再生機は、出張尋問の際のバックアップ用の録音機としても利用してもらっています。

録音機材としては、録音反訳用のもののほかに、法廷用録音機セット、法廷用録音機及び書記官用録音再生機を各庁に配布しました。

法廷用録音機セットは、事件の複雑困難化等に伴う証人尋問等の供述内容の複雑化とともに、新民事訴訟規則六八条に規定する調書の記載に代わる録音テープ等への記録化等にも対応するためのものとして、法廷における供述等を明瞭に録音することを目的とした機材です。これは、録音反訳用の法廷機材セットのうち、録音機を二トラック

ではないと考えています

のもの一台とした機器構成のセットですので、二トラック録音機を一台加えれば、録音反訳用法廷機材として利用できるものです。平成八年度に続いて平成九年度も整備を行いました。今年度も、利用状況等を踏まえて、整備の必要性を検討していきたいと考えています。

法廷用録音機と書記官用録音再生機も、平成八年度に引き続き、各庁に配布しました。法廷用録音機は、録音反訳用の法廷機材として整備している二トラック録音機と同じ機種であり、書記官用録音再生機は、これまで配布しているものと同様、音程を変えずに自然な音で遅聞きや早聞きができるデジタル音程調整機能を有しており、大変好評を博していますので、本年度も引き続き整備を図っていききたいと考えています。

このほか、平成九年度には、新民事訴訟規則六八条による録音テープ等を記録と共に保管するためのカセットホルダー及びテープストッパーを地方裁判所に配布しました。このカセットホルダーは、一枚のホルダーにカセットテープ三本を、テープが緩まないようにテープストッパーを取り付け取納し、当該事件記録の末尾につづり込むことができます。これについては、今後、その使用状況等を調査した上、配布を検討していききたいと考えています。

事務の効率化を図るための能率機器等の配布に

ついては、今後も可能な限り積極的に取り組んで生きたいと考えていますが、冒頭に申し上げましたとおり、厳しい財政状況の下にありますので、必要な事務改善や工夫を進めていただくとともに、消耗品については、破損の程度が少ないものは再利用するなど、節約にも努めていただくことをお願いしたいと思います。

2 執務資料等の刊行

原企画調査部長 最後になりましたが、書記官事務に係る執務資料等の刊行状況及び計画をお聞かせください。

志村参事官 本年一月から新民事訴訟法及び新民事訴訟規則が施行となりましたが、この新法下における新通達（一部改正を含む）等の発出については、総務局に関するもののみでも十数本に及び、昨年は、これらの作業に明け暮れた一年での過程において、全国の書記官の方々から貴重な御意見等をいただく機会が得られ、検討作業に有効に反映することができました。この場をお借りして、御協力に対し感謝申し上げます。

これらの新通達等は、いずれも新法下における書記官事務に必要な不可決のものであり、その趣旨及び内容を正しく理解して、日常の事務処理に当たることが肝要と考えます。そこで、新通達等とその趣旨内容を説明した概要に、その他参考とな



(座談会風景)

る資料を加えて、「書記官事務に関する新通達等の概要」として三分冊に取りまとめ、執務資料として刊行しましたので、大いに利用していただきたいと思ひます。

本年度刊行を計画しているものとしては、①「録音反訳参考資料」と②「医療用語集」があります。前者は、録音反訳方式が本格導入され、規則、運用通達等の整備が行われたことから、この通達の解説を中心として、録音反訳方式を円滑に運用していく上で参考となる資料を取りまとめた内容を考えています。後者は、現在、速記部同窓会作成の「裁判所速記官のための医療用語集」(第二版)がありますが、速記部同窓会から、その後更に収集した用語例等を含めて提供を受け、総務局において内容を検討した上、執務資料としての刊行を予定しています。これは、収録語数が多いことから、供述録取事務の参考資料として、速記官のみならず書記官にとっても有用なものになると考えています。

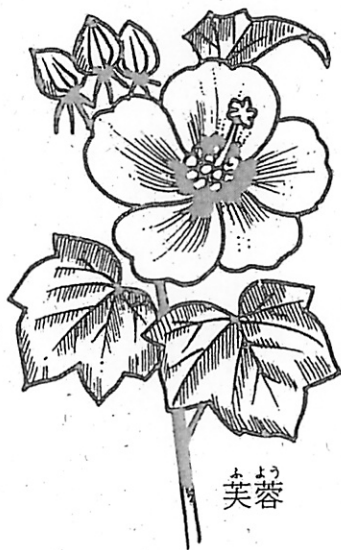
原企画調査部長 これをもちましてお聞きしたことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございます。

青野総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、東海会長からごあいさつを申し上げます。

東海会長 課長、参事官の方々には、本日はお

忙しい中を長時間にわたって、多くのテーマについて、大変有意義なお話をいただき、ありがとうございます。

この結果は、早速、全国の会員に伝えるとともに、全国書協の今後の活動の上でも参考とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく御支援くださいますようお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。



芙蓉

平成10年度録音反訳導入庁

本 庁	支 部
<p>東京地方裁判所②民事1部, ①民事4部, ②民事10部, ②民事12部 ②民事14部, ②民事16部, ①民事17部, ②民事18部 ②民事23部, ①民事26部, ①刑事1部, <u>刑事部</u></p> <p>横浜地方裁判所②民事8部, ②刑事2部</p> <p>浦和地方裁判所②民事2部</p> <p>水戸地方裁判所③民事1部, ③民事2部 宇都宮地方裁判所③民事1部, ③民事2部</p> <p>長野地方裁判所②民事部</p>	<p>②東京地方裁判所八王子支部民事1部</p> <p>横浜地方裁判所相模原支部 横浜地方裁判所横須賀支部 浦和地方裁判所熊谷支部 浦和地方裁判所越谷支部 千葉地方裁判所八日市場支部 千葉地方裁判所佐倉支部 水戸地方裁判所土浦支部 宇都宮地方裁判所栃木支部 前橋地方裁判所高崎支部 長野地方裁判所松本支部 長野地方裁判所上田支部 新潟地方裁判所高田支部 新潟地方裁判所長岡支部</p>
<p>大阪地方裁判所①民事8部, ①民事9部, ②民事11部, ②民事16部 ②民事19部, ②民事20部, ②民事22部, ①民事25部 ②刑事11部, ②刑事15部,</p> <p>京都地方裁判所②民事2部 神戸地方裁判所②民事4部, <u>民事5部</u> 奈良地方裁判所民事部</p>	<p>②神戸地方裁判所姫路支部民事部 神戸地方裁判所豊岡支部 奈良地方裁判所葛城支部</p>
<p>名古屋地方裁判所民事3部, ②民事4部, ①民事5部 ②民事6部, ②民事7部, ②刑事3部</p> <p>岐阜地方裁判所民事1部, 民事2部 福井地方裁判所民事部 金沢地方裁判所③民事部</p>	<p>名古屋地方裁判所豊橋支部</p>
<p>広島地方裁判所②民事2部, ②刑事2部 岡山地方裁判所②民事2部</p>	<p>岡山地方裁判所倉敷支部</p>
<p>福岡地方裁判所②民事1部, ②刑事2部, ①民事3部 ②刑事1部</p> <p>大分地方裁判所民事1部, 民事2部 熊本地方裁判所②民事3部 鹿児島地方裁判所民事1部, 民事2部</p> <p>那覇地方裁判所②民事1部, ②民事2部, 刑事部</p>	<p>福岡地方裁判所飯塚支部</p> <p>宮崎地方裁判所延岡支部 宮崎地方裁判所都城支部</p>
<p>仙台地方裁判所③民事2部, ②刑事1部</p>	<p>福島地方裁判所いわき支部</p>
<p>札幌地方裁判所②民事2部, ②民事3部, ①刑事3部 函館地方裁判所民事部</p>	<p>札幌地方裁判所室蘭支部 釧路地方裁判所帯広支部</p>
<p>高松地方裁判所③民事部 徳島地方裁判所③民事部</p>	<p>高松地方裁判所丸亀支部</p>

(注) 1 アンダーラインの部は緊急措置としての導入庁

2 ①は第1類型のモデル部等, ②は第2類型のモデル部等, ③は第3類型のモデル部